

## 二宮町生活交通ネットワーク計画（案）

## （地域内フィーダー系統確保維持計画）

平成 25 年 6 月 26 日

二宮町地域公共交通活性化協議会

会長 大森 宣暁

二宮町生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）は、二宮町地域公共交通計画（平成 25 年 3 月策定）に則して、地域内フィーダー系統の地域公共交通確保維持事業を位置づけることを目的に策定する。

**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

これまで本町では、民間事業者による公共交通に加え、生活交通確保（運行費用の一部補助）による路線バスの維持や、交通空白不便地域におけるコミュニティバスの運行により地域公共交通の確保維持に努めてきた。

しかしながら、本町特有の地形的な問題ともいえる激しい急勾配道路によって市街地が形成されている地区が存在しており、このような地区では、今後、急激な高齢化に伴い駅やバス停が近い地区であっても、足腰に不安がある高齢者等には移動が困難となることが予想されている。また、地域によって人口密度が違うことや、通勤・通学、買い物、通院等の利用目的によって需要量や公共交通に求められるサービスが異なるため、町全域に均一の公共交通を導入することが困難な状況にあり、町民のニーズを的確に捉え、将来的な町全体の交通のあり方を示すとともに、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段を確保維持するための施策を推進する必要がある。

このようなことを背景に、本町では平成 23・24 年度の 2 力年で「二宮町地域公共交通計画」の策定作業を進めてきたところである。

## <二宮町地域公共交通計画の概要>

<b>公共交通の役割</b>	子どもからお年寄りまで町民の移動を支える社会生活基盤
<b>公共交通の対象</b>	鉄道、バス、タクシーに加えデマンド型の交通など誰もが利用することができる交通システムが対象
<b>目 標</b>	誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けられることができる公共交通体系
<b>基 本 方 針</b>	方針① 多様な交通機関の組合せによる利用者ニーズ等への対応 方針② 定時定路線型とデマンド型の公共交通機関の組合せの最適化 方針③ 公共交通機関の運行目的の明確化 方針④ 行政、事業者、町民の役割の明確化 方針⑤ 地域の多様な主体が連携・協力して支える『コミュニティ交通』の仕組みづくり 方針⑥ 公共交通を利用しやすい環境づくり

このような目標・基本方針等を踏まえ、路線バスやデマンド型の公共交通との役割分担のもと、二宮町コミュニティバスの大幅な改変、新たなデマンド型地域公共交通の導入を実施する。

具体的には、激しい急勾配道路を移動しなくてはならない地区において、既存タクシーを活用した新たなデマンド型地域公共交通システムを導入することを目的に、本生活交通ネットワーク計画を策定する。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

### 1) 事業の目標

- ・ 人口密度が低く、バス路線の配置が難しいエリアの移動手段を確保する  
ある程度利用者が見込める人口密度 30 人/ha 以上のエリア（地域公共交通計画で設定）以外のエリア
- ・ 丘陵地域等でバス停までの移動が困難な高齢者等の移動手段を確保  
バス車両がはいっていきることが困難、もしくは、最寄りバス停までの徒歩による移動が困難となっている丘陵地区等
- ・ 現行コミュニティバスの大幅改変に伴う試行的な先行導入を図る  
現行コミュニティバスの大幅改変に伴い、コミュニティバスが廃止となる地区、または、コミュニティバスの停留所までの移動が困難な激しい急勾配な道路がある地区において、システムの試行も含めた先行導入

## 2) 事業の効果

これまで公共交通を利用できなかった、または、現行コミュニティ交通により確保されていた2地区（山西地区及び富士見が丘・松根地区）において、高齢者等の日常生活に必要な不可欠となる移動手段が確保される。また、他の公共交通機関と連携、ネットワークをすることで、移動範囲が拡大し、外出機会の増加、地域活性化にもつながる。

## 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

### 1) 運行システム・運行区域の概要

- ・ 現行コミュニティバスの大幅改変により、バスの不便地域またはバス停までの移動が困難な丘陵地区である山西地区（約13ha）、富士見が丘・松根地区（約445ha）の2地区を先行導入地区とする。
- ・ 行き先施設は、町民アンケート調査を踏まえた公共公益施設、交通結節点（JR二宮駅）及び大規模商業施設とする。

### 2) 事業の概要

- ・ 二宮町が実施主体となるが運行については町内タクシー事業者に委託する。
- ・ 運行方式は、エリア型デマンド方式とし、事前（30分前まで）予約に応じて、利用者の最寄り停留所から行き先施設まで乗客を乗合にて送迎する。
- ・ 運行日は、土・日曜、祝日、年末年始を除く平日（年間244日）
- ・ 運行時間は、高齢者等の日中の移動を中心とした交通システムとするため、町民アンケートにおける「通勤・通学」目的を除いた外出時間帯を踏まえて、9～18時の9時間
- ・ 運賃は、均一の料金を設定する。ただし、相乗りを推進するため、2人以上で乗車した場合の割引料金を導入する。

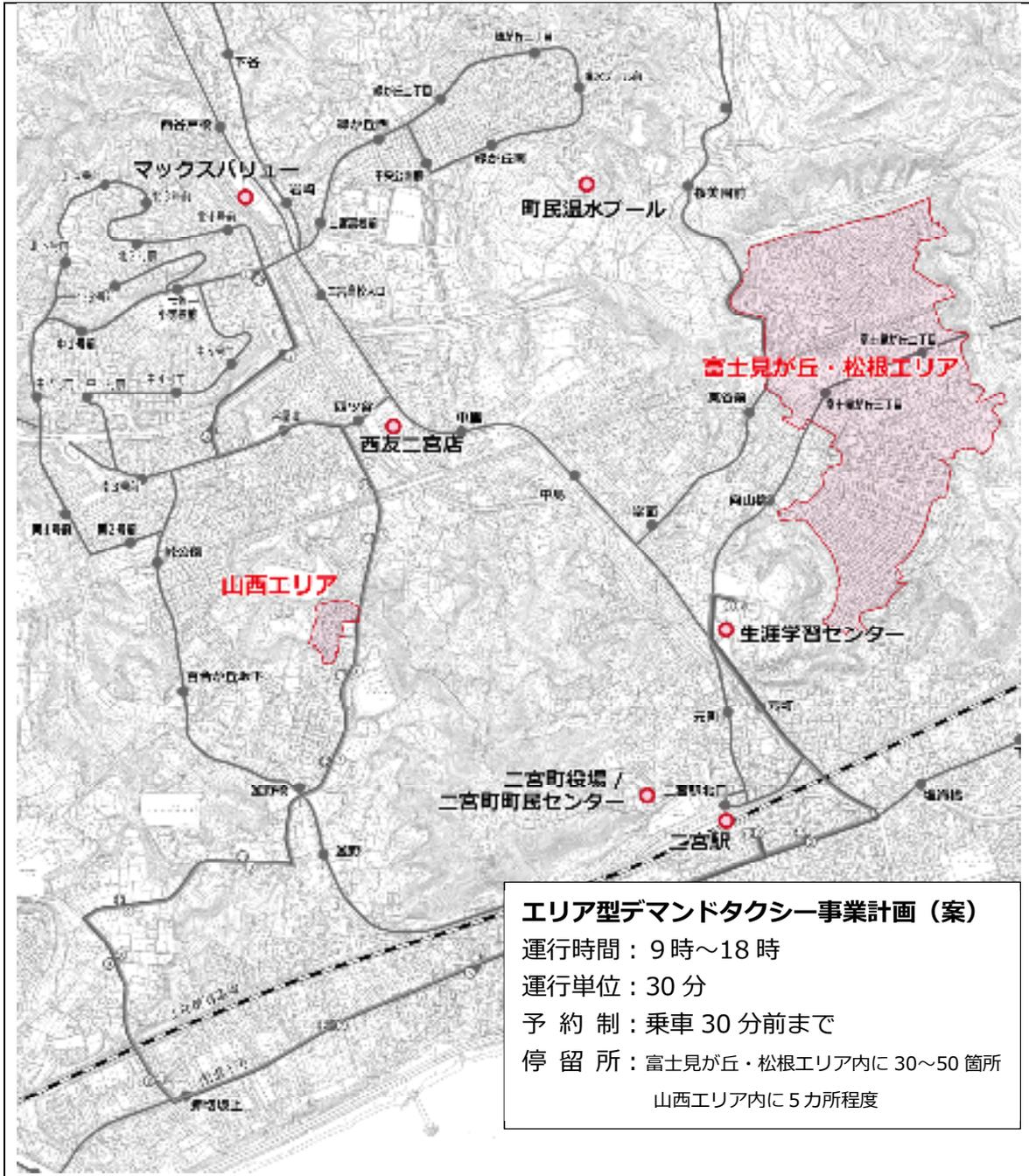
### 3) 運行期間

- ・ 平成25年10月から運行を予定する。

### 4) 運送予定者

#### 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象系統数	確保維持事業に要する 国庫補助額（千円）
二宮町	相模中央交通（株） 二宮神奈中ハイヤー（株）	1系統 富士見が丘・松根地区・山西地区	1,175



**4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

※表省略

**5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要**

※地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載無し

**6. 別表4の補助事業の基準基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**

※該当しないため記載無し

## 7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

※表省略

## 8. 車両の取得に係る目的・必要性

※車両の取得を行わないため記載無し

## 9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

※車両の取得を行わないため記載無し

## 10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者

※車両の取得を行わないため記載無し

## 11. 協議会の開催状況と主な議論

開催年月日		主な議論
第1回	平成23年8月4日	協議会設立・事業内容についての協議
第2回	平成24年1月18日	町民アンケート結果について、町民ワークショップの実施について、地域公共交通計画についての協議
第3回	平成24年2月21日	地域公共交通における目標・基本方針の決定、次年度スケジュールについての協議
第4回	平成24年6月28日	二宮町地域公共交通活性化協議会事務局規定及び財務規定、平成24年度歳入歳出予算の承認及び二宮町における地域公共交通施策についての協議
第5回	平成24年10月24日	地区懇談会の実施報告、地域公共交通計画施策の検討及びモビリティ・マネジメントの実施について協議
第6回	平成24年12月18日	二宮町地域公共交通計画素案の検討及びモビリティ・マネジメント（事前）結果の報告
第7回	平成25年2月22日	二宮町地域公共交通計画（案）の検討及び生活交通ネットワーク計画（案）（地域内フィーダー系統確保維持計画）及び（生活交通改善事業計画）についての協議

## 12. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 町民アンケート調査（平成23年9月）
- ・ 町民ワークショップ（平成23年11～12月）
- ・ 地区別懇談会及び地区別アンケート（平成24年6～9月）

- ・ 二宮駅マイカー送迎モビリティ・マネジメント（平成 24 年 11 月～平成 25 年 2 月）
- ・ 町民意見募集（平成 25 年 1～2 月）

### 13. 協議会メンバーの構成

関係都道府県	神奈川県（県土整備局都市部交通企画課）
関係市区町村	二宮町（政策部企画政策課）
交通事業者・ 交通施設管理者等	神奈川中央交通株式会社 相模中央交通株式会社 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 社団法人神奈川県バス協会 社団法人神奈川県タクシー協会 神奈川県大磯警察署 神奈川県平塚土木事務所 二宮町（都市経済部）
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認 める者	学識経験者（東京大学准教授） 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 二宮町議会 二宮町地区長連絡協議会 二宮町PTA連絡協議会 二宮町老人クラブ連合会 一般公募町民 二宮町（健康福祉部）

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

住 所 神奈川県中郡二宮町二宮 961

所 属 二宮町地域公共交通活性化協議会事務局

氏 名 宮嶋 智也・高橋 真之

電 話 0463-71-3311

e-mail kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp